

PwC Tax Insight (No.15/2017)

新規資産取得費用に対する 50%追加所得控除

Issue 21 July 2017



.....
新規資産取得費用の 50%について追加所得控除を認める勅令第642号が発行されました。
.....

昨年、勅令第604号によって、2015年11月3日から2016年12月31日の期間に購入し使用可能な状態となった*新規資産について、取得費用の100%控除が認められました。資産を取得した同会計期間内に支払われた金額が控除の対象となりました。

今年も、国内投資の継続的な促進のため、新規資産の取得費用の50%控除を認める勅令第642号が新たに発行されました。優遇税制の対象は、2017年1月1日から2017年12月31日の期間に購入し使用可能となった*以下の新規資産で、同会計期間内に支払われた金額が控除の対象となります。:

1. 機械、部品、設備、工具、器具および備品(5会計年度で均等按分)
2. コンピュータプログラム(3会計年度で均等按分)
3. タイ国内の登録車(10人乗り以下の乗用車およびバスを除く。ただし、リース・レンタル事業での使用を目的とする場合は含む)(5会計年度で均等按分)
4. 土地を除く居住目的ではない恒久的建物(20会計年度で均等按分)

当該資産に求められる要件:

1. 2017年12月31日までに使用可能な状態であり、新品であること(*機械と恒久的建物を除く)。
 2. タイ国内に存在していること(登録車を除く)。
 3. 一部または全部が歳入法典に定められた他の税務特典の対象ではないこと(ただし勅令604号を除く。追記参照)。
 4. 投資奨励法により免税が付与されている事業に一部または全部が使用されていないこと。
- ただし、投資奨励対象のスキームであっても、未だ投資をしておらず、投資奨励により付与される税務特典を使用していない場合には、この所得控除の特典を利用することができます。

この税務特典の適用を希望する企業は歳入局のウェブサイトのフォーマットに従い、投資および支払計画を2017年12月31日までに提出することが求められています。また、税務特典が認められた該当資産に関する報告書も作成し、社内では保管しておかなくてはなりません。報告書に記載すべき事項は別途通達が発行される見込みです。

もし、要件を満たさない資産がある場合は、その資産については最初の会計年度に遡り特典が取り消されます。その場合は、該当する会計年度の修正申告が求められます。しかし、資産の売却、破損または消失については、その事象の発生した会計年度に当該資産について特典が停止されます。この場合は既に享受済の税務特典の修正は求められません。

追記:

勅令第604号の税務特典の適用を受けた資産で規定期間内に支払いが終了していない場合、同資産に対して勅令第642号を適用することが認められます。特典の適用条件は、2017年1月1日から12月31日の間に残額が支払われることと、歳入局のウェブサイトのフォーマットに従い、支払計画を2017年12月31日までに提出することです。

* 機械と恒久的建物はこれらの期間中に使用可能な状態になる必要はありません。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers

(Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666

日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志(0 2844 1157/Mobile:08 18220338) atsushi.uzumi@th.pwc.com

武部 純 (0 2844 1209/Mobile:08 48747425) jun.takebe@th.pwc.com

桑木 愛子(0 2844 1186/Mobile:08 18633101) aiko.kuwaki@th.pwc.com

熊崎 裕之(0 2844 1269/Mobile:08 845554601) kumazaki.hiroyuki@th.pwc.com

名賀石 樹 (0 2844 1366/Mobile:09 2249 0014) tatsuki.nakaishi@th.pwc.com

山本 真弓(0 2844 1380/Mobile:09 8481 0385)mayumi.yamamoto@th.pwc.com

松下駿太郎(0 2844 1466/Mobile:09 82821372) matsushita.shuntaro@th.pwc.com

* このレポートは、タイ国における法令等の改正動向等を弊事務所のお客様向けにお知らせするため発行されたものであり、一般情報の提供を主たる目的としていますので、貴社の個別ケースに対する専門的アドバイスとして、ご利用頂けない場合がございますのであらかじめご了承下さい。また、このレポートの全部又は一部を、弊事務所の許可なく転用することはご遠慮頂くようお願い申し上げます。ご不明の点につきましては、弊事務所(電話番号: (662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。